

## 山口県被災宅地危険度判定士登録申請書(新規・更新)

令和 年 月 日

山口県知事 様

申請者  
氏名(自署) \_\_\_\_\_

### 第4条第1項(新規)

山口県被災宅地危険度判定士登録要綱 の規定に基づき、宅地判定士の登録

### 第8条第1項(更新)

を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

ふりがな 氏 名		生年月日	S 年 月 日 H
居住地住所	〒 TEL ( )		
勤務 先	所在地	〒 TEL ( )	
	名称 所属		

### 資 格 要 件

新規の申請者は、次のうち、該当するいずれか1つの欄に○を付け、それぞれ→の番号にある書類を添付すること。(更新の場合は、記入不要。ただし、現に有効な登録証を添付すること。)

山口県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号該当 宅地造成等規制法施行令第18条各号又は都市計画法施行規則第19条第1項イからチまでのいずれかに該当する。	→①
山口県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員(職員であった者を含む。)で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。	→②
山口県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員(職員であった者を含む。)で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、山口県知事が認める。	→②
山口県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第2項該当 上記と同等以上の知識及び経験を有している。	

→① 資格要件申告書(様式第2号)、資格要件申告書で添付することとされている書面

→② 実務経験証明書(様式第3号)

注) 以下、※印の欄は記入しないでください。

※登録番号	※有効期限

## 様式第1号の裏面

### 「被災宅地危険度判定士登録申請書」記入上の注意

- 1 この申請書は、被災宅地危険度判定士として登録を受ける意思があり、資格要件を満たしている方のみ提出してください。
- 2 各欄の記入要領  
この申請書に記入する内容は、下記のことにご注意し、誤りがないように記入してください。
  - (1) 「申請書(新規、更新)」は、「新規」又は「更新」の該当する方を残し、他方を            で消してください。
  - (2) 「申請者氏名」は、申請者自身が署名してください。なお、捺印は必要ありません。
  - (3) 申請文章中の「第4条第1項(新規)」と「第8条第1項(更新)」は、該当する方を残し、他方を            で消してください。
  - (4) 「氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名判読できるように記入し、読みがなをつけてください。生年月日は、S(昭和)、H(平成)のうち該当するものを○で囲んで記入してください。
  - (5) 「居住地住所」欄には、住民登録の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所(通常、生活の場としている、連絡をとることができる所)を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡をとることができる番号を記入してください。
  - (6) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地を記入してください。「電話番号」は、「居住地住所」欄と同様に最も確実に連絡をとることができる番号を記入してください。勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
  - (7) 新規の人は、「資格要件」欄を記入してください。  
「資格要件」欄は、「講習会申込書」の「判定士資格要件」欄と同じ該当区分に○をつけてください。  
なお、○を付ける欄により添付する証明書等の種類が異なりますので注意してください。
- 3 「※登録番号」欄、「※有効期限」欄は記入しないでください。
- 4 不明な点は、山口県建築指導課開発審査班(TEL 083-933-3866)にお問い合わせください。